

# 記載要領

## 〔危険物製造所等変更許可申請書記載要領〕

1. 申請に係る施設区分以外を二重線で抹消する。
2. 申請日（申請書提出日）を記入する。
3. 「申請者」欄は、原則として当該危険物施設の設置者の住所、氏名を記入する。  
申請者が法人の場合は、名称、代表者氏名及び事務所の所在地を記入する。申請手続きを代理人を定めて申請する場合は、委任状を添付する。
4. 「設置者」欄は、当該危険物施設の設置者の住所、氏名を記入する。法人の場合は名称、代表者氏名及び事務所の所在地を記入する。
5. 「設置場所」欄は、当該危険物施設の所在地を記入する。
6. 「設置場所の地域別」欄は、都市計画図により確認し、記入する。
7. 「設置の許可年月日及び許可番号」欄は、当該危険物施設の設置許可年月日・番号を記入する。
8. 「製造所等の別」欄は、製造所、貯蔵所又は取扱所の別を記入する。
9. 「貯蔵所又は取扱所の区分」欄は、危政令第2条及び第3条に掲げる施設区分（同令第3条第2号イ及びロを含む。）を記入する。製造所の場合は斜線により抹消する。
10. 「危険物の類、品名、最大数量」欄は、変更後の類、品名、最大数量を記入する。
  - a 法別表に掲げる類、品名を記入する。
  - b 最大数量は、貯蔵し、取り扱う危険物の最大数量を記入する。
  - c 製造所（一般取扱所）にあつては、原料危険物、中間危険物及び製品危険物の全てを記入するとともに、危険物の類、品名、最大数量を算出した経過を示す説明書を添付する。
  - d 移動タンク貯蔵所で混載として申請する場合は、設置許可申請書の記入例による。
11. 「位置、構造及び設備の基準に係る区分」欄は、当該危険物施設の変更後に適用される位置、構造及び設備の基準に従い条項を記入する。

（例） a 階層設置のボイラーの一般取扱所の場合  
令第19条第2項（規則第28条の57第2項）

b 一面開放で上階のある屋内給油取扱所の場合  
令第17条第2項（規則第25条の9及び規則第25条の10）

c 平家建で高層以外の特定屋内貯蔵所で、高引火点危険物のみを貯蔵する場合

令第10条第1項、第4項、第5項（規則第16条の2の6第2項）

12. 「変更の内容」欄は、位置、構造、設備の変更項目を簡記し、項目が多い場合は、「別紙のとおり」として別紙に記入する。
13. 「変更の理由」欄は、概要を簡記する。
14. 「着工予定期日」、「完成予定期日」欄は、「許可後即日」及び「着工後何日」等と記入する。